

知能の診断

(中)

山村 貞雄

6 生活行動の観察

- 教育相談で、知能指数が百五十以上の幼児にで、あることがまれにあるが、これらの子どもは、みるからにしっかりしたかしこうな顔をしていることが多い。しかし、よく注意してみると、顔というよりも、室に入つて来たときの一瞬の目のくばり、坐ったときの一瞬の身体のこなしといふようなものに、かしこさがにじみ出ているといえる。これに反して、粘液性白痴は、行動がぶくべく、おちつきがない。
- このように、子どもの一瞬の身のこなしにも知能診断の資料が得られるものである。さらに、日常生活はいろいろな問題解決の連続があるので、幼児が問題を解決する態度を注意ぶく観察することによって、知能の診断をかなり正しくおこなうことができる。
- 実際に、大部分の両親と教師は幼児の知能を、日常生活にあらわれる幼児の行動から判断して、その結果を利用している。
- 母親が幼児の日常生活から知能を判断するためには、おもな内容を調査したところ、つぎのようなものがあつた。
- 一、ものごとをよく記憶しているかどうか
 - 二、絵本をみることが好きかどうか
 - 三、知識欲が強いか。こちらがいうことを読んでくれとよくいうかどうか。
 - 四、ものごとをやりかけたり、何か言いかけたりしたとき、途中であやまつていることに気がつくか。そして、まちがつた部分を正しくやり直したり、言い直したりするかどうか。
 - 五、写真の中の人事物を早くあてるかどうか
 - 六、おもちゃなどをならべるとき、さかさまにならべたりしなかつたかどうか。
 - 七、AかBかというようなきき方をすると無意識にBと答えるか、またはどちらか考えて答えるか。
 - 八、習つたことに応用がきくかどうか。
 - 九、近所の子どもとよく遊ぶかどうか。
 - 十、よく気がつくかどうか。
 - 十一、よく小さいとき、よく真似をしたかどうか。
 - 十二、おちついているかどうか。
 - 十三、動作が要領を得てあるかどうか。
 - 十四、このように、幼児の日常のいろいろの内容

を観察することによって、知能程度を五段階か六段階に診断することができる。

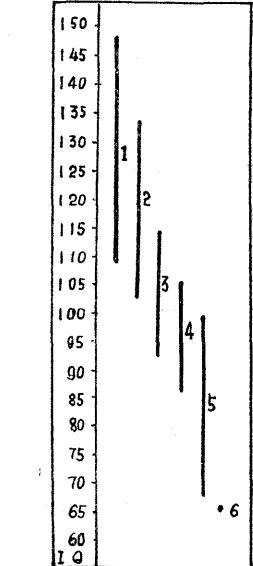
診断の内容は、大体つぎの言葉にまとめられるであろう。

一、知能が非常に高い、二、知能が高いほどある、三、普通の知能である、四、知能が低いほどある、五、知能が非常に低い、六、知能が薄弱である。

いま、この六つの分類にしたがって、幼稚園二つと保育所の七十人の児童（ただしひとり子のみ）について、母親の観察結果と知能指数をくらべてみたところ、つぎのようであった。（この調査における母親の二十四%が専門以上率、五十六%が女学校卒、二十%が小学卒）

知能段階						人数	知能指数
9	1	7	12	17	19	5	
64			98	105	115	134	146 67 85 92 102 108

以上の結果、過半数の母親は、すでに子どもを育てた経験がないばかりでも、子どもの生活行動を観察した結果、六段階か五段階程度であれば知能を診断することが可能であることがわかる。



五で五段階（最後二段階をひつつけて）に区切ると、段階の外に診断した母親は十九名（三十一%）であった。

能検査の結果を正しいとしたはあいの誤った診断）をした者は八名にすぎない。また各段階を知能指数百三十、百十五、九十、六十

この表でわかるように、約一割あまりは、「よく分からない」といつており、解答したものでも、つぎの図でみられように、重複しているところがあり、その信頼の程度は高くない。しかし、一段階とんで誤った診断（知能検査の結果を正しいとしたはあいの誤った診断）をした者は八名にすぎない。また各段階を知能指数百三十、百十五、九十、六十

しかし、小数ではあるが、観察結果だけで大きなまちがいを生じることがある。愛育研究所で筆者が体験した例を示すと、つぎのようなものがある。

A家庭における父親の誤診の例

東京都江戸川区の深沢晴光（満五歳六ヶ月）は、親父につれられ、教養相談にやってきた。

知能検査をした結果、晴光の知能指数が約七十であることを父親に告げ、約七十以下を精神弱児ということを教えた。ところが、

父親は、晴光はしつけの相談でここにつれた来たのであって、晴光の日常の行動からみて、その知能は普通（むしろ普通以上）だと思っていたと語り、もし晴光がそれなら、彼といつても遊んでいる同じぐらいの年齢の近所の子（六人ほどの）は皆精

神薄弱児にちがいないことになる、すなわち晴光と近所の子どもが遊んでいるところを見ると、彼が一番かしこそうか二番目ぐらいであるから、一回遊んでいるところをみに来てほしいということであった。（昭和二十六

年)

B 家庭における母親の誤診の例

陳氏の子どもは二人兄弟である。母親が弟の広雄（生活年齢四歳八ヶ月）をつれて教育相談に来たので、知能検査をした結果、知能年齢五歳〇か月で、知能指數百七であった。

このことを母親に告げたところ、母親（兵庫県立第二高女卒）は、意外の顔をし、この子は、日常の生活からみて、兄よりも知能が大分高いと思っていたのに、このような知能検査の結果がでたのは不審であるという。そこで昨年教育相談にやって来た兄正雄（現在満六歳十ヶ月で、東京都内の某私立小学校一年生に在学）の幼児期に来所したときのカルテをしらべたところ、知能指數が百二十九であった。

母親に、弟のほうが高いと思った理由をたずねたところ、日常の態度をみると、ものごとをよく観察するという理由をあげていた。（昭和三十一年）

C 両親の誤診の例

丸田礼夫（三歳六か月十五日）の父親は東京大学を出ており、母親は都立高女を出ている。礼夫は、始歩期は一歳七か月で、始語期

は普通（一歳三ヶ月）であるが、定首期は、頭がとても大きかったために普通より少しおくれた。（母親の記憶による）

両親は、礼夫を千代田区の番町幼稚園に寄留就園させたく思って来所したのであるが、筆者がその子を一見するや、眼より上部が小さく、一見おとなのような顔をしており、小頭症のうたがいがあった。頭部は横にやや広いが、うしろ頭は絶壁をなしてうすく、指の先は偏平で指紋が非常にうすかつた。知能検査（愛育会式）の結果は、発達年齢一歳十一か月八日で、発達指數五十五であった。

両親に知能指數を告げ、礼夫の知能がひくいことを話したが、母親はどこまでも礼夫の知能が高いと思っており、父親は約三十分にわたる相談の最後のほうでやっと気がつきかけたようであったが、これもはっきりしなかった。たとえば、「ご親戚に会ったかたはありますか」とたずねると、「それはどういふことですか」と聞きなおるような調子で、自分の子どもの知能を高いと思いこんでいた

両親が礼夫の知能が高いと思っている理由として、たとえば、「（一）日常生活が非常にきちょうめんで、くつでも反対にはかない、

（二）手についた泥をはらう、（三）小さいときから自分でものを考える。（たとえば、中にものが入っていないたいこをあたえると、下思義に思って自分で考えているようである）（四歌の節を早くおぼえる（文句はいわない）（五）よその人もとけんかしても、ぶつたりしない、（六）三ヶ月前から「ママ、電車、通つた」というような三語文が言えるようになつた（テニオハはまだ入らない）など、いろいろの理由をあげている。（昭和三十一年）

D 幼稚園における誤診の例

東京都○○区の山の手の幼稚園の園長から電話がかかって来て、「新庄卓一は知能が低く、精神薄弱兒でないかと思われるが、両親が慶應の幼稚舎をうけさせたい」というので、思いとどまるようにいってきさせたところ、どうしても一応うけさせたいというので、先生のところに相談に行かせたから、あきらめさせてほしい」ということであった。

間もなく、両親と娘に連れられて卓一がやつて來たが、知能検査の結果、知能指數は百三十二であった。

そこで、相談する前に園長に電話をかけて、

知能指数が高かったことを話したところ、園長は、困ってしまい、結局、「幼稚園における卓一の態度をみると、皆よりも行動がのろく、遊戯も緩慢である。そのうえ、引っ込み思案であるためか、幼稚園の先生は皆彼を精神薄弱児でないかと思っている。このように彼は、態度がボソッとしており、社会性がないから、幼稚舎をうけるのであつたら、性格もたいせつがあるので、知能は高くても、今後、態度、性格に気をつけて指導するように、またそういう面で幼稚園の先生が受験をとめたのも無理がないというよう言つてもらえたからありがたい」ということであった。(昭和二十七年)

以上の四つの例でもわかるように、行動の観察だけでは、往々知能をまちがって判断することがある。

特に、(一)長子のばあい、(二)両親の要求水準が高いばあい、(三)幼児がおしゃべりのばあい、(四)幼児が超内向的であつたり、無口であるばあい、(五)両親が非常に主観的情的な性質のばあい、(六)両親が非社交的なばあい、(七)幼児が何かのわけいごとで上達しているばあい、(八)幼児が環境によって、

知能指数が高かったことを話したところ、園長は、困ってしまい、結局、「幼稚園における卓一の態度をみると、皆よりも行動がのろく、遊戯も緩慢である。そのうえ、引っ込み思案であるためか、幼稚園の先生は皆彼を精神薄弱児でないかと思っている。このように彼は、態度がボソッとしており、社会性がないから、幼稚舎をうけるのであつたら、性格もたいせつがあるので、知能は高くても、今後、態度、性格に気をつけて指導するように、またそういう面で幼稚園の先生が受験をとめたのも無理がないというよう言つてもらえたからありがたい」ということである。

医学的な知能診断の方法として、**気脳法**があり、脳波も間接的に有効である。

A 気脳法

氣脳法(側脳室像映法ともいう)とは、空気、酸素、窒素、炭酸ガスなどのガス体を頭部に注入して、脳室内にある液とガスをおきかえることによって、脳の状態を知ろうとする方法であり、普通に用いられるものは空氣である。

そのやり方は、腰椎穿刺に二道路活栓をそなえた装置でおこなうのが普通であるが、注射針でガスを注入してもできる。

このようにして、氣脳法により、まず側脳室を撮影して、側脳室が大きくなっているかどうかをしらべることができるが、この結果が確定する。また、脳腫瘍も診断できる。

また、脳性小兒麻痺は、先天性後天性とも、側脳室が拡張していることがあるので、氣脳法は脳性小兒麻痺の診断の一助となる。

つぎに、側脳室が拡大しているばあいは、それに対応して、脳の実質がうすくなるから、このことから精神薄弱を診断することができる。すなわち、ガス体が脳の実質に入るとき、萎縮があるばあいは、空氣がよく入るので写真をうつすと、その線がはっきり出てくる。

また、氣脳法によって、脳の畸形をみいだすことができる。たとえば、けいれん(乳児の癲癇性けいれんは知能を非常に低下させる)を頻発している乳児で、氣脳法により畸形の、あな(脳穿孔)をとおって、ガス体が頭蓋の下に出ていることがある。

また、大脳皮質にカルシウムが沈着するところ、スタージ・ウェーバー氏病といつて、原因不明の癲癇をおこすことがあるが、その発見も氣脳法で可能である。ただし、これは單純撮影でもできる。

B 脳波

近時、脳から得られる周期的な電気的変化を記録して、脳の生理を考察する方法が発達してきた。

脳波によって知能程度の測定ができるいかどうことは、クリーザ (KremerG.) その他の人々によつてしばしば考へられたが、現在、一般の知能程度の診断はもとより、白痴診断も困難である。

すなわち、白痴児の脳波に特徴のあることを述べた研究もあるが、多くの研究はむしろ特徴のないことを証明している。

ただし、モンゴリスムス (Mongolismus)

は、他の精神薄弱児にくらべると、徐波や振幅の大きい速波などの異常波をだすことが比較的多く、前述のクリーザは、モンゴリスムスの脳波の異常の程度と知能の程度は平行するといふ。しかし、先月号で述べたようにモンゴリスムスは容貌によつても診断できるので、特にこの方法が知能の診断に有効であるといふわけではない。

なお、精神薄弱児のなかには、異常波をだす者を多くみうけるが、これは、たとえば、癲癇などのように、知能低下の原因になつた障礙があらわれる結果である。

脳波は特に癲癇の診断に非常に有効であり、スパイクが証明されるものは癲癇であることが多い。癲癇は長くつづくとかならず知能がひくくなる。また、非常にねちねちしており、非常に几帳面であるなど、性格異常があらわれるが、この性格異常もまた知能の実際のはたらきをぶくすることがある。また授業中や知能検査のときに、短時間ボーツをしている児童があるが、このような子どもを脳波によって癲癇であることを発見して治療することが可能である。

C その他

その他の医学的な方法として、容貌の異常特に頭部や眼の異常による方法や、生理的な生育暦による方法があるが、これはすでに述べたところである。

以上述べた知能の生理的診断法は、知能障碍をみるものであつて、普通や普通以上の知能の者をみることができないが、つぎに述べるばあい、知能検査をおこなつていらないものは、問題にならぬほどに考えられている。

たとえば、学会の研究発表などでも、研究の要素として幼児の知能程度が考えられていい。しかし、現行の幼児におこなつていらないものは、欠点や難点を考えられないわけでない。

そのおもなものとして、

一、標準化調査の不完全なことにより、知能値にバイヤスのあること (たとえば標準化

知能検査が知能診断において占める地位は現在非常に高い。

千九百五年にビネーが一般知能の診断を考

えるまでは、もっと感覺的能力因子的な内容の検査が考えられていたが、これらの検査が知能診断にたいして占める地位は高くなかった。また、わが国では、終戦前はその地位は高くなかったが、戦後アメリカ流の教育がさかんになるにつれて、知能検査がさかんになった。また、わが国では、終戦前はその地位は高くなかったが、戦後アメリカ流の教育がさかんになるにつれて、知能検査がさかんになった。

現在、性格検査その他の検査が、性格その他の診断にたいして占める地位にくらべると、知能検査が知能診断にたいして占める地位は非常に高い。

たとえば、学会の研究発表などでも、研究の要素として幼児の知能程度が考えられていい。しかし、現行の幼児におこなつていらないものは、問題にならぬほどに考えられている。

が、不明また都市偏重の検査が多い。)

二、測定の内容の理論的うらづけが不十分であることと、また内容に、不満足のものが多いうこと。(たとえば都会生活で経験する知識が問題の内容に多いものがある。)

三、施行の技術が、幼稚園や保育所の教職員にやや困難なこと。

四、子どもの自然性をとらえにくく、検査時の条件によって差が生じること。(たとえば言語検査において情緒や社会性の発達が不十分な幼児にこの弊害が多い。)

五、言葉によって教示するばかり、テスターによって差が生じる危険があること。また採点法に曖昧なものがあり、主観によって採点結果が変化するおそれがあること。

六、練習効果のあがる内容が比較的多い。

調査の結果、以上の項目のうち、二は学者が、三と四是幼稚園保育所の先生が、五と六は児童相談所のテスターが、主として主張している。

以上のような欠点があるにもかかわらず、知能検査の重要性についての認識は、現在高上しつつあるようである。

その理由として、つきの内容があげられる

(一) 近時児童相談や心理療法がさかんになつてきただが、その基礎として知能検査の重要性が認識されてきたこと。

(二) 自由募集の小学校の入学試験や入園試験に、知能テストが使われる。(就学、就園試験は昭和二十七年頃からさかんになった)

(三) 指導要録に知能検査の結果を記録する欄があること。

(四) 近時特殊教育が問題にされはじめたが精神薄弱児の発見や診断に知能検査がたいせつなこと。

ただし、現在知能検査ブームは過ぎたといふ人がある。また形式的にテストをしたり、まちがった意味でテストを使っている者も少なくない。たとえば、先生から「もう知能検査は下火ではないですか」というような言葉を、現在時折きくことがある。この言葉は、わが国の学校の教師が明治以来もつた流行を追う軽薄な心理の一端をあらわすものである。すなわち、教育のなかに一種の流行があり、教師のうちのある人々は、一つの流行に

幼児の教育 第五十五卷第十一号
昭和三十一年十月二十五日印刷
昭和三十一年十一月一日
定価五十円

東京都文京区大塚町三五
お茶の水女子大学付属幼稚園内
編集兼
発行者 津 守 真

東京都文京区大塚町三五
お茶の水女子大学付属幼稚園内
発行所
印刷所 東京都板橋区志村町五番地
凸版印刷株式会社
発売所 株式会社 フレー・ベル館
振替口座東京一九六四〇番

◎本誌御購読についての御注文は発売所フレーベル館にお願い致します。

も、個性がこのようすべての子どもにも内在する全体的な構造に存するからである。

今まで知能についてみてきたことは、情意の面についても同様である。情緒においては気質、意志においては性格という言葉によって個人相互の差異が認められている。反応の速度と強度との差によって多血質・胆汁質・憂うつ質・粘液質によって強い性格弱い性格の区分がなされているが、その何れにおいても、気質的なものもしくは性格的なものを部分に分析し、その部分について数量的な差異を求めていることは、知能指数における場合と同様である。

従つてまた、たとえ気質・性格においてより劣っているという個人差が見出されても、それによって気質・性格において個性的なものが否定されるべきでないことも明らかである。

間の諸能力が、その子ども固有の統一的な独自の構造において位置づけられることにより、固有のニエアンスをもった働きを営むことに注意しなくてはならない。このように考えるとき、絵の上手な子どもを保育要領が直ちに個性的なものと考えている如きは、如何なる場合に正しいであろうか。もしそれが、簡単にクレパスを上手に用いるという技能的なものにおいて考えられてのものであれば、それは余りにも部分的である。勿論クレパスをもつことができないならば絵を上手にかくことはできない。然し、子どもの描画活動においてよいと考えられるものは、絵本の絵を型通り模写する技能をもっていることではな

くして、むしろその子どもが心に感じたものをありのままに表現できることにあることは周知の如くである。表現できるためには豊かに心に感ずることができねばならない。従つて豊かな感受性によってその子どもが統一されているか否かが最も重要である。社会的態度にも自然の観察にも、音楽リズムにもその他その子どもの凡ゆる能力の発現において、ル

ツソーガ自らを告白して、「私は考える前にまず感ずる」といっているが如き感受性が豊かな理解において、そうした統一的なものを知ることができるならば、始めてその絵の上手な子どもを、個性的なものをもつということができる。

(未完)

(64頁より) しばらくするとケロリと忘れてしまい、おなじことをいつまでも根気つよくしている教師を野暮な流行おくれのように思ふくせがある。しかし、このようなわが国の流行からいえば知能検査は二、三年前にくらべて軽んじられているといえる。

また、本年(昭和三十一年)知能検査をおこなった五十の幼稚園で、検査を施行する理由をしらべたところ、二十九校から解答を得たがそのうち十四の幼稚園(四十八パーセント)が指導要録に記入するために施行したと解答しており、それ以上の理由を示していない。

また、東京都内では入学テストのための練習として知能検査をおこなう幼稚園も若干あつた。